

(11) 検査料金

一般社団法人日本海事検定協会 TEL 03-3552-1241

1) 料金の種類及び額

① 基本料金

種 目	基 準	金額(円)
1. 船体又は属具現状検査	船体及び属具それぞれにつき 総トン数 3,000 トン以下の船舶 3,000 トンを超えるトン数に対して 1,000 トン以下を増すごとに ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	68,000 円 4,400 円
2. 船体又は機関の損傷原因又は状態検査	船体及び機関それぞれにつき 総トン数 3,000 トン以下の船舶 3,000 トンを超える船舶については、1,000 トン以下増すごとに ただし、 イ 損傷原因及び状態検査それぞれにつき申し受けます。 ロ 損傷程度が大きいとき又は特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。 ハ 修繕費の算定をあわせ申し込みを受けたときは、次の料金を加算します。 修繕費算定額 600 万円まで 600 万円を超え 1,000 万円まで 1,000 万円を超え 2,000 万円まで 2,000 万円を超え 3,000 万円まで 3,000 万円を超えるものについては、	68,000 円 4,400 円 79,000 円 105,000 円 143,000 円 182,000 円 220,000 円
3. はしけの損害検査及び遭難原因鑑定	1 隻につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	68,000 円
4. 荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定	1 件につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	68,000 円
5. 船内燃料及び清水の数 量検定	イ 油量検定(1 槽につき) ロ 清水数量検定(1 槽につき) ただし、最低料金(1 隻につき)	9,300 円 6,300 円 47,000 円

6. 回 航 検 査	(1) えい航検査	被えい船 1 隻につき 全長 (1) 50 メートル未満 (2) 50 メートル以上 85 メートル未満 (3) 85 メートル以上 100 メートル未満 (4) 100 メートル以上 50 メートル未満の浚渫船、起重機船等は(2)の料金を申し受けます。 えい航距離 150 海里以上 500 海里未満 500 海里以上 1,500 海里未満 1,500 海里以上 2,500 海里未満 2,500 海里以上 5,000 海里未満 5,000 海里以上 ただし、 イ 特に手数を要したときは、その程度により上記合計金額の 8 割以内を割増します。 ロ 発電バージ、オイルリグ、フローティング・ドック等の特殊物件は上記料金にかかわらず別途協議します。	97,000 円 139,000 円 185,000 円 230,000 円 5 割増 10 割増 15 割増 20 割増 30 割増
	(2) 自力回航検査	別途委託者と協議します。	
7. 船舶受渡時の検査		総トン数 3,000 トン以下の船舶 3,000 トンをこえ 5,000 トンまでの船舶 5,000 トンをこえ 7,500 トンまでの船舶 7,500 トンをこえ 10,000 トンまでの船舶 10,000 トンをこえ 12,500 トンまでの船舶 12,500 トンをこえ 15,000 トンまでの船舶 15,000 トンをこえ 17,500 トンまでの船舶 17,500 トンをこえ 20,000 トンまでの船舶 20,000 トンをこえ 25,000 トンまでの船舶 25,000 トンをこえ 30,000 トンまでの船舶 30,000 トンをこえ 35,000 トンまでの船舶 35,000 トンをこえ 40,000 トンまでの船舶 40,000 トンをこえ 45,000 トンまでの船舶 45,000 トンをこえ 50,000 トンまでの船舶 50,000 トンをこえる船舶については、10,000 トン以下を増すごとに ただし、本検査のため イ 残油水量の検査を同時に行った場合、5 槽までは上記料金に含まれるものとし、6 槽目からは 1 槽につき右料金を加算します。 ロ 修繕費の算定をあわせて申し込みを受けたときは、検査料金種目 2. ハの料金を加算します。	110,000 円 141,000 円 165,000 円 184,000 円 204,000 円 225,000 円 243,000 円 263,000 円 271,000 円 293,000 円 316,000 円 339,000 円 359,000 円 383,000 円 24,000 円 3,500 円
8 船 倉 内 の 容 積 検 査	(1) 倉内積荷占有容積	1 倉につき 検定量 100 トン以下 100 トンを超えるトン数に対しては、10 トン以下を増すごとに ただし イ 仕向港別検定の場合は 5 割増とします。 ロ 最低料金 1 隻につき	10,600 円 160 円 65,000 円
	(2) 倉内空積	4 区画以下 5 区画目から 1 区画につき	65,000 円 5,000 円

9. 船倉の清掃検査		2 倉以下 3 倉目から 1 倉につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	65,000 円 13,500 円
10. 船価鑑定		イ はしけ(1 隻につき) ただし、特殊はしけは、ニの料金を適用します。 ロ 機帆船、汽艇、油槽はしけ(1 隻につき) ハ 汽船(1 隻につき) 総トン数 100 トン以下 100 トンをこえ 3,000 トンまで 3,000 トンをこえ 5,000 トンまで 5,000 トンをこえ 10,000 トンまで 10,000 トンをこえ 50,000 トンまで 50,000 トンをこえるもの ニ 作業船等(1 隻につき) ホ 漁船(1 隻につき) 総トン数 100 トン以下 100 トンをこえ 1,000 トンまで 1,000 トンをこえるもの ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	65,000 円 83,000 円 108,000 円 132,000 円 201,000 円 303,000 円 350,000 円 415,000 円 185,000 円 127,000 円 162,000 円 198,000 円
11. はしけ、機帆船等の 載貨重量測度又は測度標 示		載貨重量トン数 100 トン以下 はしけ 機帆船等 100 トンをこえるトン数に対しては、10 トン以下を増すごとに はしけ 機帆船等 ただし、測度と測度標示を同時に行った場合は、3 割増とします。	32,000 円 40,000 円 2,900 円 3,900 円
12 タ ン ク 計 測	(1) 通常計測	イ 陸上油槽 油槽容量（浮屋根がない場合） 500 キロリットル以下 500 キロリットルをこえ 1,000 キロリットルまで 1,000 キロリットルをこえ 5,000 キロリットルまで 5,000 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまで 10,000 キロリットルをこえ 20,000 キロリットルまで 20,000 キロリットルをこえ 30,000 キロリットルまで 30,000 キロリットルをこえ 40,000 キロリットルまで 40,000 キロリットルをこえ 50,000 キロリットルまで 50,000 キロリットルをこえ 75,000 キロリットルまで 75,000 キロリットルをこえ 100,000 キロリットルまで 100,000 キロリットルをこえ 150,000 キロリットルまで 150,000 キロリットルを超えるもの	220,000 円 240,000 円 370,000 円 490,000 円 570,000 円 610,000 円 650,000 円 690,000 円 720,000 円 750,000 円 770,000 円 790,000 円

		②油槽容量（浮屋根がある場合） 500 キロリットル以下 240,000 円 500 キロリットルをこえ 1,000 キロリットルまで 260,000 円 1,000 キロリットルをこえ 5,000 キロリットルまで 400,000 円 5,000 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまで 540,000 円 10,000 キロリットルをこえ 20,000 キロリットルまで 620,000 円 20,000 キロリットルをこえ 30,000 キロリットルまで 670,000 円 30,000 キロリットルをこえ 40,000 キロリットルまで 710,000 円 40,000 キロリットルをこえ 50,000 キロリットルまで 750,000 円 50,000 キロリットルをこえ 75,000 キロリットルまで 780,000 円 75,000 キロリットルをこえ 100,000 キロリットルまで 820,000 円 100,000 キロリットルをこえ 150,000 キロリットルまで 840,000 円 150,000 キロリットルを超えるもの 860,000 円 ロ 特殊型油槽 球型タンク、枕型タンク、地下タンク及び液化ガスタンク（冷凍型）等の場合は、イの 5 割増とします。 ハ 油槽船（油槽はしけを含む。） 1 槽又は 1 区画の容量 100 キロリットル以下 110,000 円 100 キロリットルをこえ 200 キロリットルまで 150,000 円	
		200 キロリットルをこえ 300 キロリットルまで 180,000 円 300 キロリットルをこえ 400 キロリットルまで 200,000 円 400 キロリットルをこえ 500 キロリットルまで 220,000 円 500 キロリットルをこえ 750 キロリットルまで 240,000 円 750 キロリットルをこえ 1,000 キロリットルまで 260,000 円 1,000 キロリットルをこえ 1,500 キロリットルまで 270,000 円 1,500 キロリットルをこえ 2,000 キロリットルまで 280,000 円 2,000 キロリットルをこえ 3,000 キロリットルまで 300,000 円 3,000 キロリットルをこえ 4,000 キロリットルまで 310,000 円 4,000 キロリットルをこえ 5,000 キロリットルまで 320,000 円 5,000 キロリットルをこえ 7,500 キロリットルまで 330,000 円 7,500 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまで 350,000 円 10,000 キロリットルをこえ 15,000 キロリットルまで 370,000 円 15,000 キロリットルをこえるもの 390,000 円 ただし、計測に特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	
	(2) 特殊計測	特殊な器具を使用して計測する場合は、上記イ、ロについてはイの料金の 10 割増以上、ハについてはハの料金の 10 割増以上とします。	
13 陸 上 油 槽 の 液 量 検 定	(1) 液量検定	イ 1 槽の検定量につき 原油及び重油（1 キロリットルあたり） 6.50 円 鉱油（上記以外）（1 キロリットルあたり） 11.30 円 動・植物油、化学成品類及び液化ガス（1 トンあたり） 26.30 円 ただし、 ① 鉱油（原油及び重油を含む。）化学成品類及び液化ガスについては 5,000 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまでについては、5,000 キロリットルをこえるキロリットル数に対し	上記料金の 2 割引

並びに検査		10,000 キロリットルをこえ 20,000 キロリットルまでについては、10,000 キロリットルをこえるキロリットル数に対し 20,000 キロリットルをこえるキロリットル数については ② 化学成品類及び液化ガスについては、上記キロリットルをトンに読み替えます。 ③ 最低料金 ロ 危険物(身体に障害を与えるおそれがあるもの。)はイの20割以内を割増します。	上記料金の4割引 上記料金の6割引 46,000 円
	(2) 清掃検査	1 槽につき 容量 1,000 キロリットル以下) 鉱油 動・植物油及び化学成品類等 容量 1,000 キロリットルをこえるキロリットル数に対しては、1,000 キロリットル以下を増すごとに上記料金の3割を加算します。 ただし イ 特に手数を要したときは、その程度により8割以内を割増します。 ロ 前荷が危険物であったときは20割以内を割増します。	30,000 円 37,000 円

14 貨物の 現状検査	(1)外装又は内装	検査個数 20 個以下(外装、内装それぞれにつき) 20 個を超える個数に対しては、10 個以下を増すごとに ただし、最低料金	10,200 円 1,340 円 61,000 円
	(2)内容品	検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金	61,000 円
	(3)裸かさ高品、重量品、車輛(輸出自動車を除く。)等	検査個数 1 個につき ただし、最低料金	7,900 円 61,000 円
	(4)輸出貨物	イ 自動車 施検台数 100 台まで (1 台につき) 101 台から 300 台まで (1 台につき) 301 台から 500 台まで (1 台につき) 500 台を超えるもの (1 台につき) ただし、最低料金 ロ 鋼材類 1 トンにつき ただし、最低料金	 1,000 円 600 円 290 円 130 円 61,000 円 58 円 61,000 円
	(5)個数によりがたい貨物	100 トン以下 100 トンを超えるトン数に対しては、10 トン以下を増すごとに ただし、最低料金	16,600 円 350 円 61,000 円
	上記、(1)～(5)において特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。		
15. 製品検査		検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、 イ 最低料金 ロ 分析をした場合は、分析料金及びその他の付帯費用を別途 申し受けます。	76,000 円
16 原材料 検査	(1)銑鉄、鉄鋼屑の品質又は規格検査	1 トンにつき ただし、最低料金	78 円 76,000 円
	(2)非鉄金属屑の品質又は規格検査	1 トンにつき ただし、最低料金	297 円 76,000 円
	(3)木材の品質又は規格検査	1 トンにつき ただし、最低料金	326 円 76,000 円
	(4)その他の原材料の品質又は規格検査	検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金	76,000 円
	ただし、分析をした場合は、分析料金及びその他の付帯費用は別途申し受けます。		
17 見本 (試料) 採取	(1)鉄鉱石及び石炭類	1 トンにつき ただし、最低料金	49 円以内 76,000 円
	(2)非鉄鉱物	1 トンにつき ただし、最低料金	112 円以内 76,000 円
	(3)非金属鉱物	1 トンにつき ただし、最低料金	143 円以内 76,000 円
	(4)各種金属類	1 トンにつき ただし、最低料金	274 円以内 76,000 円
	(5)食品類等	1 トンにつき ただし、最低料金	141 円以内 76,000 円
	(6)肥料類	1 トンにつき ただし、最低料金 (一般財団法人新日本検定協会も同額)	112 円以内 76,000 円

	(7) 液体貨物 (L.P.G. 液化ガス含む。)	イ 船舶油槽 (1 槽につき) ただし、 (1) 同時に 3 槽以上にわたり採取した場合は 3 槽目から 1 槽につき (2) 最低料金 ロ 油槽はしけ (1 槽につき) ただし、 (1) 同時に 3 槽以上にわたり採取した場合は 3 槽目から 1 槽につき (2) 最低料金 ハ 陸上油槽 (1 槽につき) ただし、同時に 2 槽以上にわたり採取した場合は 2 槽目から 1 槽につき ニ 容器入 (1 個につき) ただし、最低料金	11,100 円 7,600 円 32,000 円 6,100 円 4,500 円 26,000 円 32,000 円 17,600 円 400 円 34,000 円
	(8) その他の貨物	検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金	76,000 円
	ただし イ 特に手数を要したときは上記(1)～(8)の料金の 5 割増とします。 ロ 危険物(身体に障害を与えるおそれがあるもの。)は 20 割以内を割増します。 ハ 分析をした場合は分析料金及び付帯費用のほかに手数料を申し受けます。		8,000 円以内
18 封印 及び 解封 検査	(1) 封印検査	イ 本船 封印 1 個につき ただし、最低料金 ロ はしけ、機帆船 1 隻につき ただし (1) 同時に 3 隻以上を検査した場合は、3 隻目から 1 隻につき (2) 最低料金 ハ 上記イ及びロ以外 封印 1 個につき ただし、最低料金	860 円 40,000 円 14,000 円 8,800 円 40,000 円 860 円 40,000 円
	(2) 解封検査	封印検査料金の 3 割減とします。 ただし、最低料金	35,000 円

② 割増料金

種 目		内 容	割増率又は金額
作 業 割 増	(1) 半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業	毎 1 時間につき 1 人あたり 2,433 円
	(2) 深夜作業	21 時 30 分から 5 時までの間における作業	毎 1 時間につき 1 人あたり 2,919 円
	(3) 早朝作業	5 時から 8 時 30 分までの間における作業 ただし、深夜から引き続きの場合は(2)によります。	毎 1 時間につき 1 人あたり 2,433 円
	(4) 日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業 イ 8 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業	イ 毎 4 時間以内につき 1 人あたり 9,726 円
		ロ 21 時 30 分から 8 時 30 分までの間における作業	ロ 毎 4 時間以内につき 1 人あたり 11,677 円
	(5) 荒天等作業	荒・雨・雪天時における作業及び強行作業	基本料金の 1 割増
	(6) 防波堤外作業	防波堤外における作業又は著しく交通に不便な場所における場合	基本料金の 5 割増以内

③ 諸料金

イ 待機料金

検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。

毎 4 時間以内につき…………… 13,978 円

ロ 検査報告書発行手数料

A 3 通までは無料とし、4 通目から写 1 枚につき…………… 426 円

B 再発行の場合は、1 枚につき…………… 856 円

C サインドコピーはA及びBの 5 割増とします。

ハ 下記の種目につき、検査作業日数が 2 日以上にわたった場合は、

2 日目から基本料金のほか 1 日につき…………… 21,807 円

を申し受けます。

種目 1. 船体又は属具現状検査

2. 船体・機関の損傷原因又は状態検査

3. はしけの損害検査及び遭難原因鑑定

4. 荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定

6. シフティングボードの施設検査

7. 船体堪航性検査

11. 船倉の清掃検査

15. (2) 清掃検査

ニ 個別に協議して定める料金

A 基本料金表又は基本料金表の類似種目によって処理できないものについては、委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

B 天災により作業員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と

協議の上、特別料金を申し受けることがあります。

C 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、料金を決定し、申し受けます。

④ 消費税及び地方消費税の加算

イ 消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ 上記により加算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。